

⑥ 診療所開設者死亡（失そう）届

概要説明	医療法第9条第2項に基づき、診療所開設者が死亡又は失そうの宣言を受けた場合に行う届出書です。
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 開設者死亡（失そう）届（様式第6号） 2 開設者の死亡又は失そう宣告を受けた事実の記載がある戸籍謄本又は抄本 <p>1部（押印は不要です） （保健所の受理した証が必要な場合は2部）</p>
受付期間	発生日～発生後10日以内
受付窓口	<p>〒750-8521 下関市南部町1番1号</p> <p>下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係</p> <p>TEL; (083) 231-1711 FAX ; (083) 231-1376</p>
手数料	—
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ この届出提出時は⑤診療所廃止届の提出は不要です。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記関係先等にも相談を行い、手続に遺漏のないようご注意ください。 ・ 保険医療機関に係る指定等：中国四国厚生局山口事務所(083-902-3171) ・ 有床診療所の廃止：山口県医療政策課(083-933-2924) ・ 麻薬施用者等免許：山口県薬務課(083-933-3018) ・ 結核等指定医療機関、外来医療計画等：下関市役所